九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十六項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第二号の規定による助成金の交付を受けてその対象となつた期間に行われるもの

第二十七条の四第十四項を次のように改める。

14　法第四十二条の四第八項第九号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一　前項第一号、第五号及び第九号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第四号において「試験研究費の額」という。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二　前項第二号、第三号、第六号及び第七号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額として当該法人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

三　前項第四号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る第三項第一号ハに掲げる費用の額

四　前項第八号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費のうち前項第八号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの

第二十七条の四第十五項を削り、同条第十六項中「第四十二条の四第六項第十号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第四十二条の四第六項第十号」を「第四十二条の四第八項第十号」に、「又は第四項（第二号に係る部分に限る。次項、第二十項及び第二十二項において同じ。）」を「、第三項又は第七項」に、「この項、次項及び第二十項」を「第十九項まで」に、「同条第六項第十号」を「同号」に、「第二十項まで」を「第十九項まで」に、「第六十八条の九第六項第九号」を「第六十八条の九第八項第八号」に、「第二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十八項中「又は第四項」を「、第三項又は第七項」に、「第十七項」を「第十六項」に、「第三十九条の三十九第十九項」を「第三十九条の三十九第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は第四項」を「、第三項又は第七項」に、「第十八項」を「第十七項」に、「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第九項から第十二項まで及び第十七項から第二十一項まで」を「第七項から第十項まで及び第十六項から第二十項まで」に改め、同項を同条第二十二項とする。

第二十七条の五第四項を次のように改める。

4　法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号及び第二項第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、当該金額から当該金額に含まれる法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる法人税の額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節及び法第四十二条の五第五項の規定により計算した法人税の額とする。

三　法人税法第八十条第一項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額を控除した金額とする。

五　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

六　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

七　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の五第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二十七条の六第一項中「。第七項において同じ」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該中小企業者等（法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等をいう。以下この項において同じ。）が当該事業年度（同条第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した同項第一号に掲げる工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）

三　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該中小企業者等が当該事業年度（法第四十二条の六第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した同項第二号に掲げるソフトウエア（法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

第二十七条の六第七項及び第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第二項」に、「第四十二条の四第六項第五号に掲げる」を「第四十二条の四第八項第七号に規定する」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前条第四項の規定は、法第四十二条の六第五項の規定の適用がある場合について準用する。

第二十七条の六第十項及び第十一項を削る。

第二十七条の九第一項各号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　第二十七条の五第四項の規定は、法第四十二条の九第四項の規定の適用がある場合について準用する。

第二十七条の九第十二項を削る。

第二十七条の十一の二中「第四十二条の十一の二第一項」を「第四十二条の十一の三第一項」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改め、同条を第二十七条の十一の三とする。